

令和7年度
府中町監査計画書

府中町監査委員

目 次

1	目 的	1
2	基本方針	1
3	監査の種別及び実施内容	1
	（１）定期監査	1
	（２）例月出納検査	2
	（３）決算審査及び基金運用状況審査	2
	（４）健全化判断比率及び資金不足比率審査	2
4	概況聴取、講評、結果報告及び公表	3
	（１）概況聴取	3
	（２）講評	3
	（３）結果報告	3
	（４）公表	4

1 目 的

令和7年度の監査(検査及び審査等を含む。以下同じ)の実施に関し、効率的かつ効果的な事務を図るため、「年間監査計画」を次のとおり定める。

2 基本方針

府中町監査基準(令和2年1月策定)に準拠し、公正で合理的かつ効率的な町行政の運営を確保するため、不正、非違の指摘にとどまらず、助言・指導にも重点を置いて実施する。

3 監査の種別及び実施内容

監査種別のうち、定期監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化審査、基金の運用状況審査を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 定期監査

① 監査事項(財務及びこれに関連する事務の執行状況について、次の事項を主眼とする。)

(ア) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。

(イ) 文書の処理方法、帳簿等の記帳整理は適正に行われているか。

(ウ) 前回における指摘事項の検討、改善がなされているか。

② 監査の方法

(ア) 監査は、1期、2期に分けて実施する。

(イ) 監査対象年度は、1期は令和6年度分とし、2期は令和7年度分とする。ただし、必要があると認められる場合は、対象年度以外の年度分も対象とする。

(ウ) 監査対象課等に対し、関係書類及び資料等の提出を求めるとともに、必要に応じ関係職員からの概況聴取等、所定の手続きにより実施する。

③ 監査の実施時期及び対象部課等

(ア) 第1期定期監査対象部課等 (4月～6月実施)

町民生活部下水道課、建設部維持管理課

(イ) 第2期定期監査対象部課等 (12月～2月実施)

議会事務局、教育委員会教育総務課

(2) 例月出納検査

① 検査事項及び方法

府中町が保管する現金(歳入歳出外現金及び基金に属する現金を含む。)の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを主眼として実施する。

② 検査の日程

府中町監査委員条例第9条の規定により、毎月20日とする。

ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、調整のうえ決定する。

(3) 決算審査及び基金運用状況審査

① 審査の対象

(ア) 一般会計

(イ) 特別会計(土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計)

(ウ) 公営企業会計(下水道事業会計)

(エ) 土地開発基金

② 審査事項(審査に当たっては、次の事項を主眼とする。)

(ア) 審査に付された書類が、関係法令に準拠し調製されているか。

(イ) 事務処理は関係法令及び通達等に基づき適正になされ、計数は正確か。

(ウ) 予算執行は経済的かつ効率的になされ、健全な財政運営となっているか。

③ 審査の方法

財政課をはじめ、関係課から提出された関係書類・帳簿等による照合精査のほか、必要に応じ関係職員からの概況聴取等所定の手続きにより実施する。

④ 審査の期間

7月中旬から8月下旬

(4) 健全化判断比率及び資金不足比率審査

① 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び資金不足比率

② 審査事項

(ア) 審査に付された書類が、関係法令に準拠し調製されているか。

(イ) 計数は正確か。

③ 審査の方法

財政課から提出された関係書類・帳簿等による照合により実施する。

④ 審査の期間

7月中旬から8月下旬

4 概況聴取、講評、結果報告及び公表

(1) 概況聴取

監査過程における質疑及び聴取事項についての概況聴取は、関係課長及び職員の出席を求めて行う。

(2) 講評

講評は、関係部長の出席を求め、監査等の結果に関する報告の決定の前に、これに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

(3) 結果報告

① 定期監査

各期監査完了後、速やかに町長及び議会に提出する。

② 例月出納検査

検査完了後、速やかに町長及び議会に提出する。

③ 決算及び財政健全化審査

審査完了後、町議会の開催日程等を勘案して町長に提出する。

(4) 公表

定期監査についての公表は、結果報告と同時に府中町役場前掲示場に掲示するとともに

に、ホームページ等を活用し広く住民に周知する。

また、監査結果に基づく措置状況についての公表も同様に扱う。